

令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱を次のように定め、令和4年9月1日から施行する。

令和4年8月29日

北上市長 高橋敏彦

令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、小規模企業者の事業継続と地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により売上高が減少した小規模企業者の事業の用に供するための建物及び土地の賃借料等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の会社又は個人をいう。
- (2) 従業員 会社又は個人が常時使用する者をいい、次に掲げるものを除く。
  - ア 会社の役員及び従業員を兼務する役員
  - イ 個人事業主及び同居の親族従業員
  - ウ 法令及び社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
  - エ 日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用される者（所定の期間を超えて引き続き雇用されている者を除く。）
  - オ 所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短いパートタイム労働者等
- (3) 創業 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出をして新たに事業を開始すること又は法人を設立して新たに事業を開始することをいう。

- (4) 新規創業者 創業から1年を経過していない小規模企業者をいう。
- (5) 家賃 小規模企業者が事業の用に供するために賃借している市内の建物及び土地の賃貸借契約に定額で定める賃借料又はこれに相当する利用契約等に定める利用料等の月額（消費税及び地方消費税相当額並びに水道光熱費等の変動する経費を除く。）をいう。

2 この告示において、会社以外の法人及び組合は、前項第1号の規定における会社とみなす。

（補助対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所（第5の規定により申請する日において現に事業の用に供する事務所及び店舗をいう。）を有する小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第539号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき総務省が設定する日本標準産業分類中分類に掲げる産業のうち、次の表に掲げる業種を営む者

中分類番号	業種
09	食料品製造業
43	道路旅客運送業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業（療術業に限る。）

- (2) 補助金受領後も事業を継続する意欲がある者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月から令和4年8月の間

のいずれか1月の売上高が令和元年又は令和2年の同月比で30パーセント以上減少した月がある者。ただし、新規創業者にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年8月の売上高が創業後のいずれか1月の売上高と比較して30パーセント以上減少した者

- (4) 北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第4号）の規定による補助金の交付を受けていない者
- (5) 補助対象者の役員（個人事業主にあつてはその者。以下同じ。）又は役員が経営する法人（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に定める事業協同組合を除く。）若しくは補助対象者の役員と生計を一にする者の名義である不動産を賃借していない者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- (7) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (8) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと
- (9) 宗教上の組織又は団体でないこと

（補助金の額）

第4 補助金の額は、補助対象者が賃借している事業所につき、令和4年1月から令和4年8月までの間のいずれか連続する3月以内の1月ごとの家賃の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、10万円を上限とする。）を合計した額とする。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年10月31日までに、令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に賃貸借契約書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6 市長は、第5の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があつたものとみなして、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付申請書兼請求書

北上市小規模企業者家賃支援補助金の交付を受けたいので、令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 \_\_\_\_\_ 円

	年 月分	年 月分	年 月分	合 計
A 家賃（税込み）	円	円	円	/
B (A × 10/11)	円	円	円	
B × 1/2 各月上限 10 万円	円	円	円	_____ 円

※月ごとの金額（千円未満切り捨て）の合計額を交付申請額兼請求額として記載する。

2 売上高比較

A 【対象とする売上高】 年 月分	B 【比較する月の売上高】 年 月分	C 【減少率】 ((A-B)/B) × 100
円	円	▲ %

※新規創業者は、A：令和4年8月の売上高、B：A以前の最も売上げが多い月の売上高を記載。

（裏面に続く）

3 業種及び常時雇用する従業員の数（パートタイム労働者等は除く）

4 補助金の振込先口座

誓約書

令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。

年 月 日

法人名・屋号：

代表者名：

【添付書類】

様式第2号（第6関係）

北上市指令 第 号

所 在 地：

法人名・屋号：

代 表 者 名：

令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市小規模企業者家賃支援補助金について、  
令和4年度北上市小規模企業者家賃支援補助金交付要綱第6第1項の規定により、次  
のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



補助金の交付決定額

金

円